

6 福薬業発第 3 4 1 号
令和 6 年 1 1 月 1 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

「妥結率等に係る報告書」提出についてのお知らせ

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保険薬局は、当年度上半期の妥結率、医療用医薬品の取引の状況及び医療用医薬品の流通改善に関する取組状況について、毎年 10 月 1 日から 11 月末日までに、同年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における実績を、地方厚生（支）局長に報告する必要があります。

つきましては、九州厚生局のホームページ「妥結率等に係る報告について」をご確認いただき、九州厚生局指導監査課宛にご提出をお願いいたします。

なお、未提出の場合は、「妥結率が低い保険薬局」とみなされ、妥結率 50% 以下の場合の調剤基本料となりますのでご注意ください。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

九州厚生局 > 申請・届出等の手続案内 > 妥結率等に係る報告について

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido_kansa/daketuritu/index.html

以 上